



古河市告示第 190 号

公示送達について

地方税法第 20 条の 2 第 1 項及び古河市税条例第 18 条の規定により、次の通知書番号に係る通知を次の者に対して公示送達をいたします。この場合において、地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなします。

なお、送達すべき書類については、財政部収納課において保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付いたします。

令和 8 年 5 月 27 日
古河市長 針 谷



氏 名 (名 称)	文書番号
宮本 春樹	古収第 1777 号
以下余白	